

平成29年度富山市地域密着型サービス等運営委員会

(第1回)

次 第

日 時：平成29年 8月2日(水)

午後2時から

場 所：富山市役所 自治振興会室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 委員長の選出

(2) 第6期介護保険事業計画の進捗状況について

- | | | |
|---------------------------|---|------|
| ① 介護給付費等の見込みについて | } | …資料1 |
| ② 平成28年度進捗状況について | | |
| ③ 地域密着型サービス拠点施設等の整備状況について | | …資料2 |

(3) 第7期介護保険事業計画の策定について

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 策定方針・スケジュール(案)について | …資料3 |
| ② 介護保険制度の主な改正事項について | …資料4 |
| ③ 介護保険サービス事業者アンケートの結果について | …資料5 |
| ④ 地域密着型サービス等の整備方針について | …資料6 |

4 閉 会

第 6 期介護保険事業計画の進捗状況について

1 介護給付費等の見込みについて

第 6 期の介護給付費等は、全体で約 1, 150 億円と見込んでいます。(単位：百万円)

区 分	H27 年度(実績)	H28 年度(実績)	H29 年度(予算)	計
保 険 給 付 費	36,321	36,386	39,500	112,207
地 域 支 援 事 業	720	730	1,342※	2,792
介 護 給 付 費 等	37,041	37,116	40,842	114,999

※平成 29 年度より介護保険給付費から地域支援事業へ「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」移行

2 平成 28 年度進捗状況について

平成 28 年度の介護給付費等全体の執行状況については、対計画比で 92.7%、対前年度比で 100.2%となっており、これまで対前年度比で平均 2～3%の増化率だった給付費が 0.2%の微増となっています。

区分別には、「居宅サービス」「施設介護サービス」が対計画比、対前年度比で減となっており、「介護予防サービス」「地域密着型サービス」「地域支援事業」については、対前年度比で増となっています。

平成 28 年度より定員 18 名以下の小規模デイサービスが、「居宅介護サービス」から「地域密着型サービス」に移行したこと等に伴い、対前年度比で「居宅サービス」では 7.8%減となり、「地域密着型サービス」では 37.1%増となっています。

また、「施設介護サービス」についても対前年度比 3.1%減となり、主な要因として、一部利用者の自己負担の引き上げ（1割→2割）、特定入所者介護サービスの給付要件の変更、介護療養型医療施設の医療病床への転換等が考えられます。

(単位：百万円)

区 分	H27 年度 実績値 ①	H28 年度 計画値 ②	H28 年度 実績値 ③	対計画比 ③/② (%)	対前年度比 ③/① (%)
居宅介護サービス	13,806	13,508	12,729	94.2%	92.2%
介護予防サービス	1,103	1,368	1,129	82.5%	102.4%
地域密着型サービス	4,172	6,179	5,718	92.5%	137.1%
施設介護サービス	13,163	14,037	12,750	90.8%	96.9%
そ の 他 ※	4,077	4,060	4,060	100.0%	99.6%
地 域 支 援 事 業	720	870	730	83.9%	101.4%
介 護 給 付 費 等	37,041	40,022	37,116	92.7%	100.2%

※その他（その他サービス給付費）：直接利用者への介護サービスではないもの。

1. 平成28年度地域密着型サービス拠点施設等の整備状況について

①地域密着型サービス

No.	法人名	施設名	施設所在地	サービス種別	定員	日常生活圏域	事業所 指定年月日	補助金 (千円)
1	社会福祉法人光風会	光風会みまもりステーション	本郷町262番15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	蝮川等	H28.12.1	10,300
2	NPO法人おらとこ	小規模多機能ホームおらとこ若竹	上野1070番地	小規模多機能型居宅介護	18	熊野等	H28.8.1	—
3	富山医療生活協同組合	富山医療生活協同組合看護小規模多機能型居宅介護わたぼうし	粟島町二丁目2番1号	看護小規模多機能型居宅介護	29	奥田等	H28.8.1	—
4	株式会社ビレッジ・フィールド	グループホーム「ふる里の風」	新庄町二丁目9番43号	認知症対応型共同生活介護	18	新庄等	H29.5.1	30,928

②特別養護老人ホームの個室ユニット化事業

No.	法人名	施設名	施設所在地	整備内容	定員	日常生活圏域	事業所 指定年月日	補助金 (千円)
5	(福)梨雲福祉会	特別養護老人ホーム梨雲苑	吉作1725番地	既存の梨雲苑(90床)のうち従来型の残り40床を個室ユニット化	90	呉羽	—	90,800

③特定施設入居者生活介護

No.	法人名	施設名	施設所在地	整備内容	定員	日常生活圏域	事業所 指定年月日	補助金 (千円)
6	社会福祉法人秀愛会	ケアハウスそよかぜの郷	稲代36番地	既存のケアハウスの一部を特定施設入居者生活介護	24	大沢野等	H28.10.1	—

2. 平成29年度整備計画の進捗状況について

No.	法人名	施設名	施設所在地	サービス種別	日常生活圏域	備考
7	医療法人社団中山会	定期巡回サービスセンターすみれ	上大久保1581番1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	大沢野等	平成29年6月指定済
8	富山県生活協同組合	ゆとり～な	中間島二丁目→藤木	小規模多機能型居宅介護	藤ノ木等	中間島 → 藤木 (日常生活圏域は変更なし)
9	社会福祉法人秀愛会	せせらぎの郷	小原屋202番地		大山	平成30年3月完成予定だが、県補助内示時期によっては翌年度へ繰越。
10	医療法人社団中山会	ナーシングホーム希望のひかり	上大久保1581番1	看護小規模多機能型居宅介護	大沢野等	平成29年6月指定済
11	医療法人社団中山会	グループホームきぼう	上大久保1581番1	認知症対応型共同生活介護	大沢野等	平成29年6月指定済
12	アイムケア株式会社	ケアホーム春らんまん五福	五福字5593番1		五福等	平成29年5月指定済
13	社会福祉法人秀愛会	せせらぎの郷	小原屋202番地		大山	No.9と同じ
14	社会福祉法人至宝会	第2至宝館	堀川町375番地	地域密着型介護老人福祉施設	蝮川等	平成30年3月完成予定。
15	社会福祉法人宣長康久会	地域密着型介護老人ホームささづ苑かすが	下夕林237番地		大沢野等	平成29年8月指定済み (ささづ苑のサテライト特養)
16	社会福祉法人あいの風福祉会	福祉コミュニティ呉羽あいの風	野々上343番地1		呉羽	平成30年3月完成予定だが、県補助内示時期によっては翌年度へ繰越。
17	社会福祉法人秀愛会	せせらぎの郷	小原屋202番地		大山	No.9と同じ
18	社会福祉法人相幸福祉会	特別養護老人ホームなごみ	飯野1番1号		新庄等	再公募で認めた増床9床分。 (県補助内示待ち)

第6期(H27~H29)介護保険事業計画期間の拠点整備計画

資料 2-1

しらいわ苑の外出シ
ニット化に伴う減

地域密着型特養の堀川南光風苑開設に伴い
にながわ光風苑 ▲27
ながれすぎ光風苑▲2

サービス区分	施設総数 H26末 (A)	第6期 (H27-H29) 計画数 (B)	目標値 (A+B) H29末	公募選定済数 (再公募含)	年次計画			施設総数 H29末見込 (C)	目標 達成度 (C)/(A+B)	
					H27	H28	H29			
介護施設	介護老人福祉施設	24 (1,734床)	—	24 (1,734床)	—	(▲20床)	(▲29床)	—	24 (1,685床)	100% (97%)
	介護老人保健施設	18 (1,783床)	—	18 (1,783床)	—	—	—	—	18 (1,783床)	100%
	介護療養型医療施設	15 (960床)	—	15 (960床)	—	(▲45床)	▲1 (▲52床)	(▲16床)	14 (847床)	93% (88%)
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	2	5	2	—	1	1	5	100%
	夜間対応型訪問介護	3	2	5	0	—	0	0	3	60%
	認知症対応型通所介護	24 (257人)	—	24 (257人)	—	(▲3人)	▲3 (▲20人)	—	21 (234人)	88% (91%)
	小規模多機能型居宅介護	26 (650人)	6 (174人)	32 (824人)	3 (76人)	—	1	2	29 (762人)	91% (92%)
	認知症対応型共同生活介護	40 (531人)	4 (72人)	44 (603人)	4 (72人)	—	1 (18人)	3 (54人)	44 (603人)	100%
	地域密着型介護老人福祉施設	12 (261床)	6 (174床)	18 (435床)	6※1 (154床)	(20床)	1 (29床)	5※1 (125床)	18 (435床)	100%
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	1 (25人)	3 (87人)	4 (112人)	3※2 (87人)	—	2※2 (58人)	1 (29人)	4 (112人)	100%
特定施設入居者生活介護	56床	60床程度	116床程度	90※3	—	24床	66床	146床程度	126%	

医療病床へ転換

島田病院(廃止)
医療病床へ転換

※1:事業予定地変更(奥田→大沢野)に伴い、辞退届が提出された(福)千寿会分1(29床)除く。

:募集したが計画数に満たなかったサービス

※1:再公募で増床が認められた(福)相幸福祉会1(9床)含む

しらいわ苑(既存)
分が20床移行

堀川南光風苑 新設

H27改正により登録定員25
人→29人に伴う増

※2:第5期計画で決定していた若葉会分含む(H28完成)

※3:その他の居宅サービスに比べ、給付費が抑えられ、利用者へのきめ細やかなサービス提供が期待できる特定施設入居者生活介護については計画数を上回る整備数とした。(平成28年度第1回地域密着型サービス等運営員会で承認済)

(参考資料) 日常生活圏域の状況(平成29年度末見込)

日常生活圏域	人口等 (平成29年3月)					介護保険施設 (平成30年3月見込み)						地域密着型サービス (平成30年3月見込み)										その他				
	人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護		小規模多機能型 居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 介護老人福祉施設		看護小規模多機能 型居宅介護		特定施設入居者 生活介護		
						事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	事業所数	事業所数	定員	事業所数	登録定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	登録定員	事業所数	登録定員	事業所数
① 総曲輪等地區	27,523	9,182	33.4%	1,958	21.3%	-	-	2	149	-	-	-	-	-	-	1	29	1	9	-	-	-	-	2 (1)	56 (36)	①
② 山室等地區	20,055	5,995	29.9%	1,122	18.7%	-	-	1	100	1	12	1	1	1	12	1	29	1	9	-	-	1	29	-	-	②
③ 堀川等地區	27,148	6,968	25.7%	1,446	20.8%	1	150	2	192	3	242	1	1	1	12	2	50	4	72	1	20	-	-	-	-	③
④ 蜷川等地區	28,538	7,039	24.7%	1,150	16.3%	2	133	-	-	-	-	1	-	2	24	2	50	4	54	4 (1)	98 (29)	-	-	1	36	④
⑤ 奥田等地區	18,957	5,761	30.4%	1,111	19.3%	1	70	-	-	1	19	-	-	2	21	2	50	1	9	-	-	1	29	-	-	⑤
⑥ 五福等地區	19,840	4,986	25.1%	886	17.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	1	29	2	27	-	-	-	-	-	-	⑥
⑦ 岩瀬等地區	20,014	6,594	32.9%	1,240	18.8%	1	100	-	-	-	-	-	-	-	-	2	54	2	27	-	-	-	-	-	-	⑦
⑧ 豊田等地區	19,624	5,562	28.3%	935	16.8%	-	-	-	-	1	33	-	-	3	32	2	58	2	18	3	61	-	-	-	-	⑧
⑨ 新庄等地區	34,161	8,767	25.7%	1,494	17.0%	-	-	1	100	-	-	-	-	2	24	2	54	2	27	2	58 (9)	-	-	-	-	⑨
⑩ 藤ノ木等地區	27,070	6,826	25.2%	1,040	15.2%	2	174	1	100	1	170	-	-	1	12	2 (1)	58 (29)	2	27	-	-	-	-	-	-	⑩
⑪ 熊野等地區	25,182	8,100	32.2%	1,319	16.3%	1	80	5	492	3	129	-	-	-	-	2	43	5	72	1	29	-	-	-	-	⑪
⑫ 和合地区	12,190	3,886	31.9%	736	18.9%	2	160	-	-	-	-	-	-	2	15	1	29	1	18	-	-	-	-	-	-	⑫
⑬ 呉羽地区	24,918	7,539	30.3%	1,302	17.3%	3	200	-	-	-	-	-	-	3	36	2	50	4	36	2 (1)	49 (29)	-	-	1	30	⑬
⑭ 水橋地区	15,818	5,731	36.2%	1,032	18.0%	2	150	2	200	-	-	-	-	1	12	1	25	4	45	2	40	-	-	-	-	⑭
⑮ 大沢野等地區	23,416	7,082	30.2%	1,351	19.1%	2	98	1	100	-	-	1	-	1	10	2	50	2	45	2	51	1	29	1	24	⑮
⑯ 大山地区	10,153	3,232	31.8%	572	17.7%	1	80	-	-	1	58	-	-	-	-	2 (1)	54 (29)	2 (1)	36 (18)	1 (1)	29 (29)	-	-	-	-	⑯
⑰ 八尾等地區	21,813	7,124	32.7%	1,326	18.6%	3	130	1	150	1	20	-	-	1	12	1	25	3	45	-	-	1	25	-	-	⑰
⑱ 婦中地区	41,213	9,175	22.3%	1,707	18.6%	3	160	2	200	2	164	1	1	-	-	1	25	2	27	-	-	-	-	-	-	⑱
合計	417,633	119,549	28.6%	21,727	18.2%	24	1,685	18	1,783	14	847	5	3	21	234	29 (2)	762 (58)	44 (1)	603 (81)	18 (3)	435 (96)	4	112	5 (1)	146 (36)	

※ 網掛は 第6期(H27-H29)整備により増減(斜線は減)

※()内はH29整備予定数で内数

第7期介護保険事業計画の策定について

1 策定方針

(1) 基本方針

国が示した計画の基本指針（案）によると、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、第6期介護保険事業計画以降の各計画期間を「地域包括ケア計画」と位置づけ、**地域包括ケアシステム**※実現のため、段階的に構築することとしている。

第7期介護保険事業計画（H30～H32）では、第6期計画の結果を踏まえ、この取り組みをさらに推進させるため、介護保険制度の改正の基本的な考え方及び中長期的な視点に立って、給付費の推計及び保険料設定を行うこととする。

※介護等が必要になっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」を一体的に提供する仕組み

(2) 第7期計画のポイント

- ① 介護サービスの確保に向けた取組
- ② 在宅医療・介護の連携
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 生活支援・介護予防サービスの充実
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

(3) 計画の期間

平成30年度～平成32年度（3年間）

2 策定スケジュール（案）

年 月	内 容
平成29年2～3月	市民（高齢者）へ「高齢者保健福祉実態調査」の実施（長寿福祉課）
3～6月	在宅要介護者へ「在宅介護実態調査」の実施
7月中旬	介護保険サービス事業者へ「第7期策定に向けた事業者アンケート」の実施
8月上中旬	第1回事業計画策定委員会、策定懇話会の開催
8月下旬	地域懇談会（市内4箇所）の開催
11月	第2回事業計画策定委員会、策定懇話会の開催
12月	計画案についてパブリックコメント実施
平成30年1月下旬	第3回事業計画策定委員会、策定懇話会の開催
3月	介護保険料改定についての条例改正案を市議会へ提出

3 地域密着型サービス等運営委員会の計画策定に係る役割について

第7期計画策定に係る地域密着型サービス等運営委員会の役割については、要綱第2条の所管事務の観点から、ご審議いただきたいと考えております。

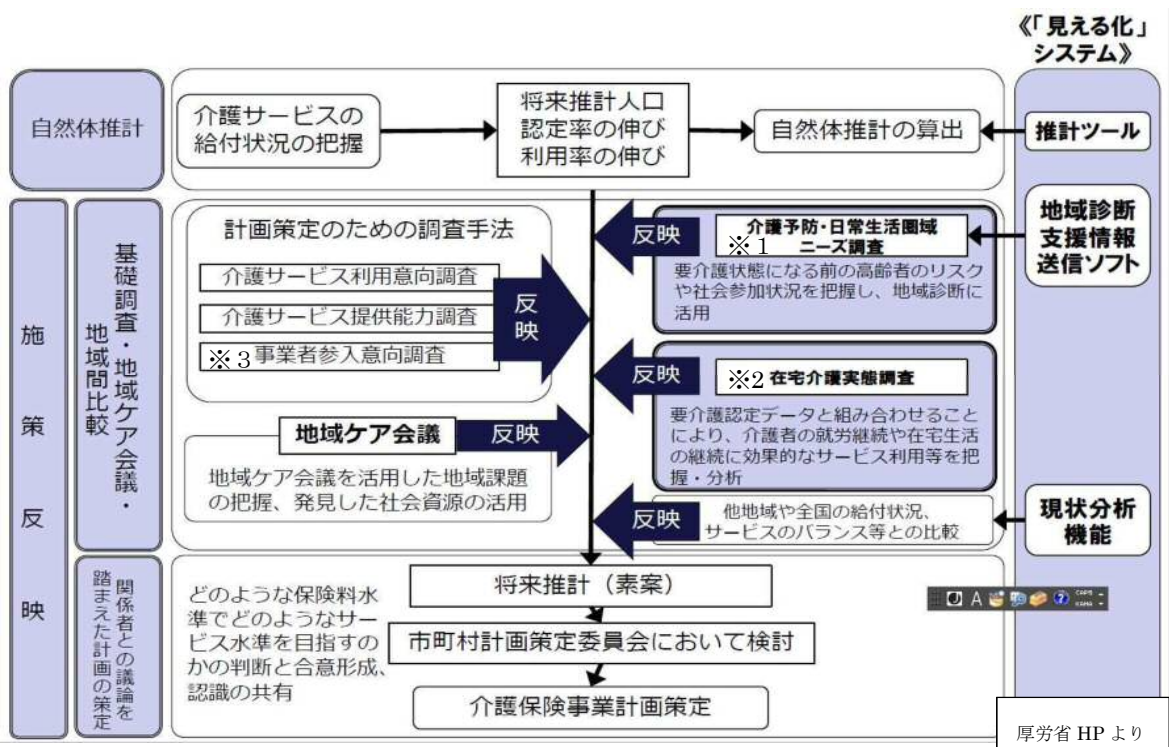
【参考】【富山市地域密着型サービス等運営委員会運営要綱】より抜粋

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点の配置に関すること。
- (2) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点事業者の指定に関すること。
- (3) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス費に関すること。
- (4) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスに従事する人員配置基準に関すること。
- (5) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの設備及び運営に関する基準に関すること。
- (6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく事業に関すること。
- (7) 地域包括ケアシステムの確立に向けた方策に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

参考 <第7期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定プロセス>



※1：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本市では、「富山市高齢者保健福祉実態調査」が該当します。

※2：在宅介護実態調査

本市では、「富山市在宅介護実態調査」が該当します。

※3：事業者参入意向調査

本市では、「第7期策定に向けた事業者アンケート」が該当します。

介護保険制度の主な改正事項について

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- ① データに基づく課題分析と対応
- ② 計画に介護予防・重度化防止等の取組内容・目標の記載
- ③ 要介護状態の改善・維持に対する評価（インセンティブ付与）

【施行期日】平成30年4月1日

(2) 医療・介護の連携の推進

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、新たな介護保険施設（介護医療院）の創設。（現行の介護療養病床の経過措置期間は、介護施設等への転換が進んでいないことからさらに6年間延長された）

【施行期日】平成30年4月1日

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

【施行期日】平成30年4月1日

2. 介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 一定以上所得者の利用者負担の引上げ（2割負担→3割負担）

【施行期日】平成30年8月1日

(2) 介護納付金における総報酬割の導入※

【施行期日】平成29年7月1日（8月分の納付金から適用）

（※平成29年から平成32年度まで段階的に導入）

【参照】

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント」（次頁以降）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスが必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレシジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
 - ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ② 適切な指標による実績評価
 - ③ インセンティブの付与を法律により制度化。

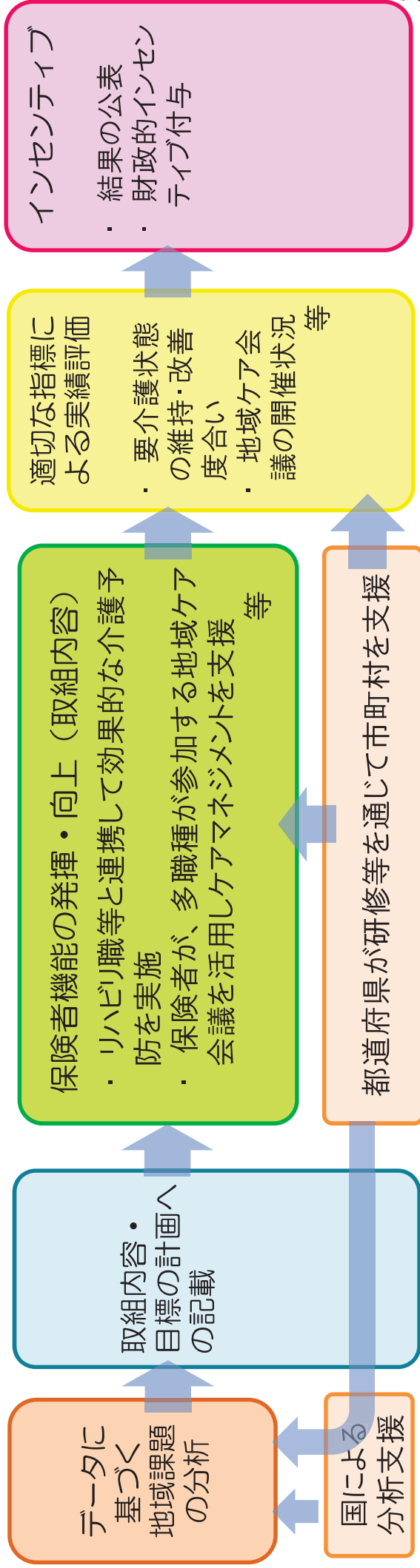
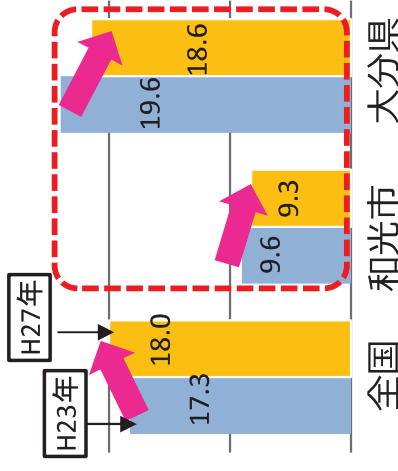
※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている
和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制

要介護認定率の推移



2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

＜新たな介護保険施設の概要＞

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、 <u>転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u>
機能	要介護者に対し、「 <u>長期療養のための医療</u> 」と「 <u>日常生活上の世話（介護）</u> 」を <u>一体的に提供する。</u> （介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。

※具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

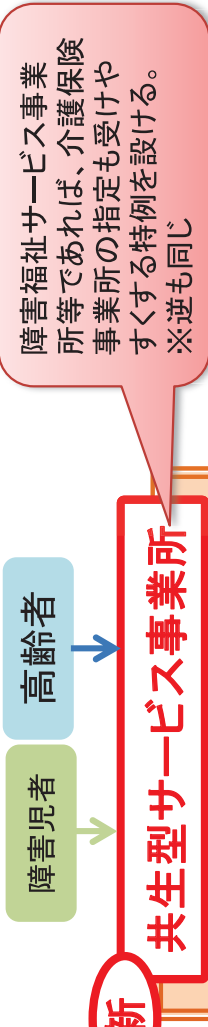
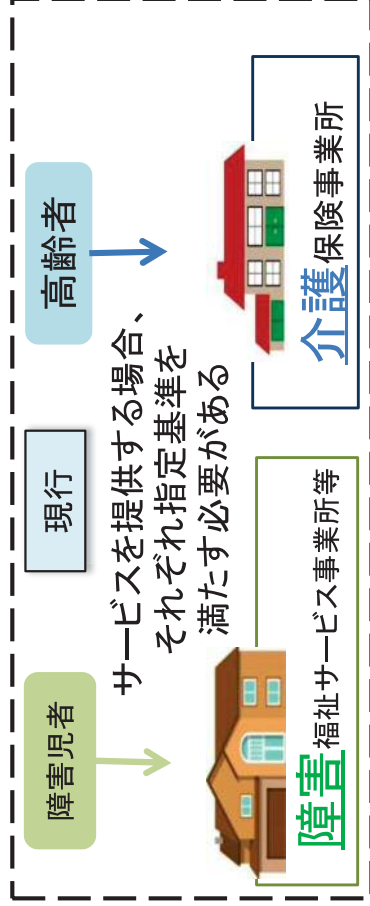
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を用途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に**新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



※対象サービスは、
①ホームヘルプサービス、
②デイサービス、
③ショートステイ等を想定

4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

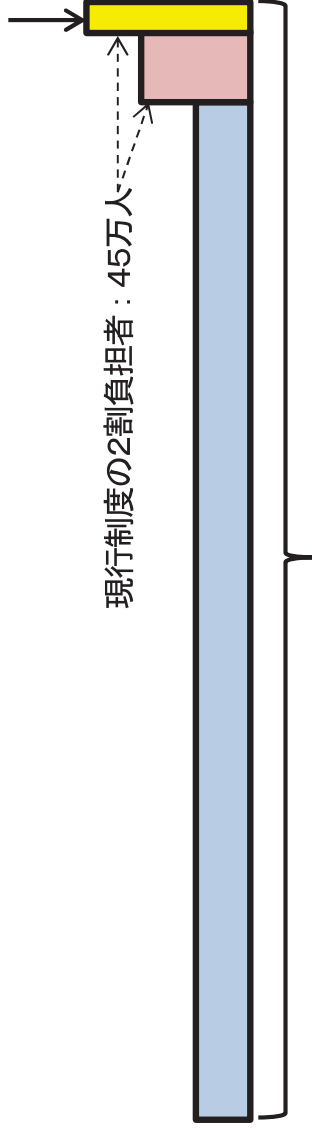
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)



(単位:万人)

受給者数 (実績)	在宅サービス	施設・居住系	合計	
			特養	
360		136	56	496

3割負担 (推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増 (対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担 (実績)	35	10	2	45
1割負担 (実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額) 220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

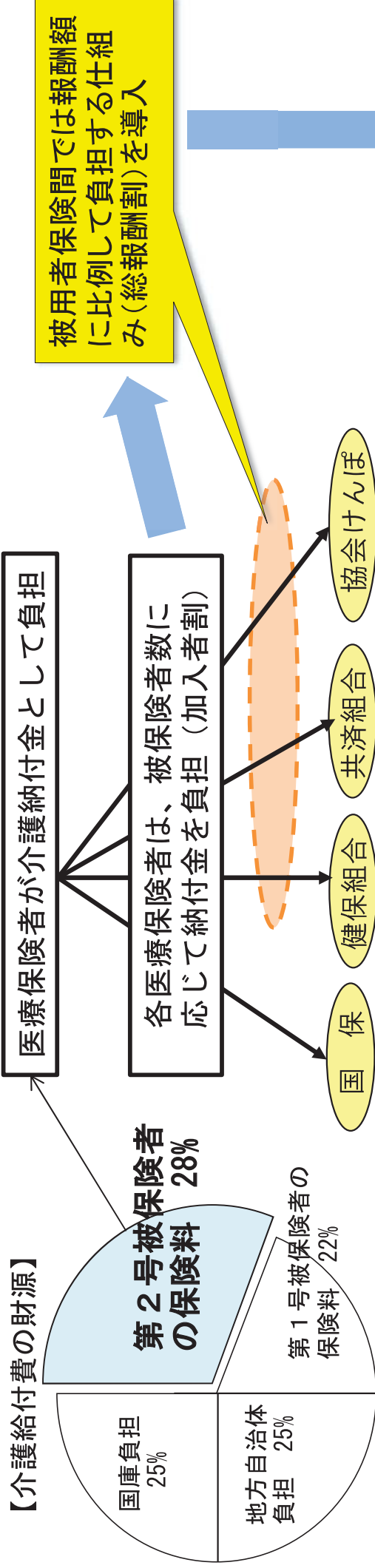
※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

○ 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。

○ 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



【総報酬割導入のスケジュール】

29年度	～7月	なし	1/2	30年度	31年度	32年度
	8月～					
総報酬割分		なし	1/2	1/2	3/4	全面

【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

介護保険サービス事業者アンケートの結果について

1. アンケートの概要

- (1)内容 第7期計画での整備意向や介護保険制度改正に対する意見
 (2)対象 809事業所(休止除く全事業所、地域包括支援センター含む)
 (3)方法 メール・FAXによる配布と回収
 (4)期間 平成29年7月3日(月)～7月13日(木)

2. 回答数及び回答率(全体集計)

配布数	回答数	回答率
809	431	53.3%

3. 調査結果の概要

(上段:事業所、下段:認定者数)

【地域密着型サービスのうち訪問型、通所型サービス提供範囲について】 有効回答155

1:総曲輪等地区	2:山室等地区	3:堀川等地区	4:蜷川等地区	5:奥田等地区	6:五福等地区
23 1,958	17 1,122	18 1,446	16 1,150	16 1,111	19 886
7:岩瀬等地区	8:豊田等地区	9:新庄等地区	10:藤ノ木等地区	11:熊野等地区	12:和合地区
17 1,240	17 935	22 1,494	15 1,040	13 1,319	18 736
13:呉羽地区	14:水橋地区	15:大沢野等地区	16:大山地区	17:八尾地区	18:婦中地区
18 1,302	11 1,032	8 1,351	3 572	9 1,326	20 1,707

→ 認定者数の多い総曲輪等地区、婦中地区には、多くの訪問、通所サービス事業所がサービス提供範囲としている。一方、面積が広大で、かつ認定者数が少ない旧町村部(婦中地区を除く)の日常生活圏域を、サービス提供範囲とする事業所数は少ない。

【経営環境(稼働率)について】

有効回答200

(1)稼働率	100%	90～100%	70～90%	50～70%	30～50%	30%未満
	14 7%	40 20%	110 55%	25 13%	5 3%	6 3%

(1)稼働率で70%未満と回答→(2)へ

(2)稼働率が低い理由	1. 介護人材不足により受け入れが難しい	2. 需要が見込みより少ない	3. 開設から日が浅く周知されていない	4. その他
	19 18%	50 49%	5 5%	29 28%

【参考】稼働率(施設系サービス/居宅サービス)

01老人福祉施設	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	8	10	2	0	0	0
	40%	50%	10%	0%	0%	0%
02老人保健施設	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	0	9	6	0	0	0
	0%	60%	40%	0%	0%	0%
03療養型医療施設	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	2	6	2	0	0	0
	20%	60%	20%	0%	0%	0%
04-h地域密着型通所	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	1	6	26	13	1	3
	2%	12%	52%	26%	2%	6%
07-4通所介護	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	0	5	42	9	3	1
	0%	8%	70%	15%	5%	2%
07-5通所リハビリ	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	0	0	4	1	0	0
	0%	0%	67%	17%	0%	0%
07-6短期入所生活介護	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	0	4	26	2	0	1
	0%	12%	79%	6%	0%	3%
07-7短期入所療養介護	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	1	0	1	0	1	1
	20%	0%	20%	0%	20%	20%
07-8特定施設入居者生活介護	100%	90~100%	70~90%	50~70%	30~50%	30%未満
	2	0	1	0	0	0
	67%	0%	33%	0%	0%	0%

→ 半数以上の事業所が概ね70~90%の稼働率。
稼働率70%未満と回答した事業所は19%で、稼働率90%以上と回答した事業所は27%となっている。
サービス別では施設サービスで稼働率が高く、居宅サービスでは低い傾向にある。
(施設: 多くが90%以上、居宅: 多くが70~90%)

→ 稼働率が低い理由は、アンケートの結果では「需要が少ない」、次いで「その他」「人材不足」となっている。

【施設の整備意向について】

1.地域密着型サービス事業所の開設	2.地域密着型サービス事業所以外の開設	3.整備予定なし	4.その他
12	8	263	17
4%	3%	88%	6%

→ 整備予定なしが87%。

→ 具体的な整備予定は以下のとおり。地域密着型特養：1件（時期未定で建替）、認知デイ：1件、GH：3件、小規模多機能：3件、看護小規模：1件

1.地域密着型サービス事業所の開設

整備年度	地域特養	地域通所	認知デイ	GH	小規模多機能	看護小規模
H30		2	1	2	1	
H31						
H32					1	
時期未定	1	1		1	1	1
	1	3	1	3	3	1

2.その他

整備年度	老健の個室ユニット化	医療病床	介護医療院
H30		2	
H31			
H32			
時期未定			2
	0	2	2

【介護人材について】

(1)人材不足について

1.人材不足	2.どちらかと言え ば不足している	3.人材は足りて いる	4.どちらかと言え ば足りている
92	118	54	63
28%	36%	17%	19%

(2)人材不足
に対する対応

1.一部サービス 休止	2.受け入れ人 数等の規模縮 小	3.職員の超過 勤務で対応	4.人員配置の 見直し	5.他事業所と の連携・協力	6.その他
7	50	106	90	96	25
2%	15%	32%	28%	29%	8%

→ 64%の事業所が「人材不足」又は「どちらかと言えば不足」と回答。
サービス別では施設サービスで約8割の事業所が人材不足と回答。

→ 普及が進まない地域密着型サービスの「定期巡回」「夜間対応型訪問介護」「看護小規模多機能型居宅介護」サービスの回答では、すべての事業所で、「人材不足」と回答。普及が進まない理由に人材の確保が課題となっていると考えられる。

【(1)介護保険制度について】(全サービス共通)

1.要介護状態の改善・維持に対する評価

- ・事業所のスタッフが、意欲的にケアに取り組めるようになるなどモチベーションの向上につながるなどの賛同意見があった。
- ・事業所だけでなく、サービス負担減免など本人に還元される仕組みがあればよいとの意見。
- ・利用者本位でのサービス提供からかけ離れるのではないかとの懸念や利用者の生活の質やケアプランの質の向上につながるのかが疑問などとの意見があった。
- ・要介護状態の改善を図るため、利用者の意識改善やケアマネージャーへ指導が必要であるとの意見があった。
- ・個人の状態により改善レベルが異なるため、要介護度を指標にすることに疑問があるとの意見があった。
- ・改善の評価を適正に行うためには、認定調査を公的機関が行うべきとの意見があった。
- ・評価に係る事務的負担への懸念や交付金ではなく加算算定での措置を望む意見があった。

2.介護医療院創設

- ・在宅に近い環境で療養できること、医療的ケアを受けながら自分らしく生活できることなど、介護医療院の創設に賛同する意見が複数あった。

3.共生型サービス

- ・高齢者と障害者の双方を一体的に受け入れできることで、利用者の安心感が増すことやマネジメントがしやすいなどの賛同する意見があった。
- ・富山型の事業所が淘汰されてしまうのではないかとの懸念が寄せられた。
- ・共生型サービスの在り方に疑問があるとの意見があった。
- ・サービス提供においては、様々なケースに対応する必要があり、職員の負担やサービスの質の低下などに気を配る必要があるとの意見があった。
- ・富山市の関係課の密な連携が必要との意見があった。

4.利用者負担割合を2割から3割

- ・負担割合が増え本人負担額が高くなることにより、介護サービスが必要な状態であっても利用しないなどの懸念が寄せられた。
- ・今後の制度継続を憂慮する意見があった。
- ・利用者への周知を行うよう意見があった。

5.総報酬割の導入

- ・保険者の平等性や医療保険でのすでに導入されていることから、導入に賛同する意見がある一方で、高所得者だけが不利益を被るのを防ぐべきとの反対意見もあった。
- ・総報酬割の導入による制度改善だけではなく、保険者の経費削減対策が求められた。

【(2)富山市における介護保険制度の運営、第7期介護保険事業計画に関して】(全サービス共通)

- ・介護人材確保に対する市の対策を求める意見があった。
- ・人員配置基準の緩和を求める意見があった。
- ・介護事業へのイメージアップ対策を求める意見があった。
- ・24時間365日在宅で介護できる体制を求める意見があった。
- ・地域間バランスの公平を求める意見があった。
- ・これ以上の施設創設は、人材の流出、引き抜きなどを招き、現場職員の負担を増やすばかりです。創設は、現実と将来に見合っているかをよく検討されてからお願いします。

【(3)介護保険以外のサービスについて】(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所)

- ・高齢者等の買い物難民のための送迎や配達、配食サービス、移動販売といった回答が多く、通院介助等のボランティアや認知症カフェやサロンなどの交流の場等

地域密着型サービス等の整備方針について

1. 第6期（H27～H29）の整備方針の基本的な考え方

- ①高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を推進する。
- ②特別養護老人ホームの入所申込者や今後の介護需要の増大に対応するため、地域密着型特別養護老人ホームやグループホーム等の施設・居住系サービスを計画的に整備する。
- ③日常生活圏域それぞれの特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮した整備を進める。

2. 第7期（H30～H32）の整備方針の基本的な考え方

平成37（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を目指し計画的な整備を行うこととし、第6期計画の進捗状況を勘案しながら、具体的には次の方針に基づき、サービス毎に整備目標を検討する。

- ①これまでの方針「施設から在宅」への転換を引き継ぐ。
- ②各種調査結果を基に、必要性の高いサービスについて整備を行う。
- ③特に国の基本指針（案）にも記載されているとおり、中重度の在宅生活を支えるサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）について、ニーズを反映した的確なサービス見込み量の設定を行う。

→具体的には次回以降検討